

## 電子情報処理業務に係る標準特記事項

事業者は、協定書に定めのない事項について、この特記事項に従って協定を履行しなければならない。

### 1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

事業者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

- (1) 事業者は、協定締結後直ちに業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記事項を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、東京都教育委員会に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、事業者は速やかに変更内容を東京都教育委員会に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 事業者は、この協定の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 事業者は、(1)の実施状況を書面にし、東京都教育委員会に提出すること。

### 4 秘密の保持

事業者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

事業者は、この協定の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この協定の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

事業者は、この協定に基づく業務を処理するため、東京都教育委員会が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「東京都教育委員会からの貸与品等」という。）を、東京都教育委員会の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

事業者は、東京都教育委員会が指示又は承認する場合を除き、東京都教育委員会からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

### 8 情報の保管及び管理

事業者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項

## ア 協定履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 業務を処理する施設等の入退室管理
- b 東京都教育委員会からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 協定書等で指定する物件（以下「協定目的物」という。）、協定目的物の仕掛品及び協定履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、協定書等で指定したもの

(イ) 東京都教育委員会から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

## イ 協定履行完了時

(ア) 東京都教育委員会からの貸与品等を、協定履行完了後速やかに東京都教育委員会に返還すること。

(イ) 協定目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で東京都教育委員会に報告すること。

(エ) この特記事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、委託を行った場合は委託先における状況も同様に報告すること。

## ウ 協定解除時

イの規定の「協定履行完了」を「協定解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

## エ 事故発生時

協定目的物の納入前に協定目的物の仕掛品、協定履行過程で発生した成果物及び東京都教育委員会からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく東京都教育委員会に報告し、東京都教育委員会の指示に従うこと。

## (2) アクセスを許可する情報に係る事項

事業者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に東京都教育委員会から承認を得ること。

## (3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

東京都教育委員会からの貸与品等及び協定目的物に記載された個人情報は、全て東京都教育委員会の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、東京都教育委員会が機密を要する旨を指定して提示した情報及び東京都教育委員会からの貸与品等に含まれる情報は、全て東京都教育委員会の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、東京都教育委員会からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、東京都教育委員会から事業者に提示した後に事業者の責めによらないで公知となった情報、及び東京都教育委員会と事業者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、事業者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 東京都教育委員会から要求があった場合又は協定履行完了時には、イの管理記録を東京都教育委員会に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

- オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により東京都教育委員会に申し出て、東京都教育委員会の承諾を得るとともに、東京都教育委員会の立会いのもとで消去を行うこと。
- カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく東京都教育委員会に報告し、東京都教育委員会の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、事業者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、東京都教育委員会に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、東京都教育委員会は必要に応じて事業者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 協定業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて東京都教育委員会に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本協定業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 東京都教育委員会の施設内での作業

- (1) 事業者は、業務の実施に当たり、東京都教育委員会の施設内で作業を行う必要がある場合には、東京都教育委員会に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 東京都教育委員会は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 事業者は、東京都教育委員会の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
- ア 就業規則は、事業者の定めるものを適用すること。
- イ 事業者の発行する身分証明書を携帯し、東京都教育委員会の指示があった場合はこれを提示すること。
- ウ 事業者の社名入りネームプレートを着用すること。
- エ その他、(2)の使用に関し東京都教育委員会が指示すること。

## 10 委託の取扱い

- (1) 事業者は、この協定の履行に当たり、委託を行う場合には、あらかじめ委託を行う旨を書面により東京都教育委員会に申し出て、東京都教育委員会の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
- ア 委託の理由
- イ 委託先の選定理由
- ウ 委託先に対する業務の管理方法
- エ 委託先の名称、代表者及び所在地
- オ 委託する業務の内容
- カ 委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
- キ 委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
- ク 委託先がこの特記協定書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
- ケ その他、東京都教育委員会が指定する事項
- (3) この特記事項の1及び3から9までに定める事項については、事業者と同様に、委託先においても遵守するものとし、事業者は、委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

- (1) 東京都教育委員会は、必要があると認める場合には、事業者の作業場所の実地調査を含む事業者の作業状況の調査及び事業者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 事業者は、(1)の規定に基づき、東京都教育委員会から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 東京都教育委員会は、(1)に定める事項を委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 事業者又は委託先において、この特記事項の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、東京都教育委員会は、この協定を解除することができる。
- (2) (1)に規定する事業者又は委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって東京都教育委員会が損害を被った場合には、東京都教育委員会は事業者に損害賠償を請求することができる。東京都教育委員会が請求する損害賠償額は、東京都教育委員会が実際に被った損害額とする。

## 13 不適合責任

- (1) 協定目的物に、その協定の内容に適合しないものがあるときは、東京都教育委員会は、事業者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその協定の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、東京都教育委員会がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

## 14 著作権等の取扱い

この協定により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 事業者は、納入物のうち本協定業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ東京都教育委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、事業者の従業員、この特記事項の10の規定により委託された場合の委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、東京都教育委員会が必要と判断する限りにおいて、この協定終了後も継続する。
- (4) 事業者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、東京都教育委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で事業者がこの協定締結以前から有していたか、又は事業者が本協定業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、事業者に留保され、その使用权、改変権を東京都教育委員会に許諾するものとし、東京都教育委員会は、これを本協定業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、東京都教育委員会はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本協定業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、

東京都教育委員会の帰責事由による場合を除き、事業者の責任と費用をもって処理するものとする。

**15 運搬責任**

この協定に係る東京都教育委員会からの貸与品等及び協定目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか事業者の責任で行うものとし、その経費は事業者の負担とする。

〈令和5年4月改正〉